

## 令和2年度滋賀県たばこ対策推進会議 会議概要

### 1 会議開催の趣旨

滋賀県では、「健康いきいき21-健康しが推進プラン-(第2次)」に基づき、「健康しがたばこ対策指針」を策定し、「喫煙がおよぼす健康影響についての知識の普及」「未成年者の喫煙対策(防煙)」「受動喫煙防止対策」「禁煙支援」を柱にたばこ対策を推進しています。

そこで、各機関が連携して事業を推進するため、「滋賀県たばこ対策推進会議」を開催するものです。

### 2 開催日時

令和2年11月25日(水) 14時30分から16時30分

### 3 開催場所

県庁 東館7階 大会議室

### 4 会議委員

出席者 三浦委員、稲本委員、野淵委員、瀧川委員代理(疋田委員の代理出席)、村井委員、井上委員、久保委員、日夏委員、岨中委員、中井委員、葛城委員、喜瀬委員、檜野委員、井上委員、寺尾委員代理(井下委員の代理出席)、森委員

欠席者 堀出委員、水江委員

事務局 健康寿命推進課 課長 富田、課長補佐 山田、主幹 風間、主査 福島

### 5 会議内容

- (1) 滋賀県たばこ対策の現状と取組について
- (2) 改正健康増進法施行後の取組について(受動喫煙防止対策について)
- (3) 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について
- (4) 「健康しが たばこ対策指針」の全面改定について
- (5) その他

#### 【お問い合わせ先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

TEL:077-528-3651/FAX:077-528-4857

E-mail:[eg0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:eg0001@pref.shiga.lg.jp)

## 議事概要

### ○開会

#### 1 あいさつ(健康寿命推進課長)

事務局:委員の出席確認および資料の確認。  
会議設置要綱第5条の第3項に基づき、会長を依頼。

#### 2 議題

##### (1)滋賀県たばこ対策の現状と取組について

資料1に基づき事務局から説明

- ・たばこ対策の4本柱での取組について
- ・本県、全国の喫煙状況の現状等について
- ・「健康いきいき21-健康しが推進プラン-(第2次)」目標値の確認
- ・今年度の県の取組内容について

##### 主な発言内容(意見等)

- 県の「妊婦の喫煙」の状況のモニタリング結果の「同居者の喫煙」については、おそらくパートナーが多いと思われるが、妊娠中でも喫煙率が34%もあり対策が必要である。
- 令和元年「国民健康・栄養調査」の結果については、特に若い世代、20～40歳代では「加熱式たばこ」の使用割合が多いことから、「加熱式たばこ」への移行が考えられる。

##### (2)改正健康増進法施行後の取組について

資料1に基づき事務局から説明

- ・改正法の概要、体系について
- ・改正法施行後の本県の取組について

##### 主な発言内容(意見等)

- 喫煙可能室を設置する既存特定飲食提供施設は、資料では682件届出されているとあるが、届出がされていない施設もまだまだあると思われる。
- 喫煙可能室設置施設の届出受理件数や義務違反が疑われる事案にかかる情報提供の件数について、大津市のデータも今後収集することが望ましい。
- コンビニエンスストアや公道、高速のパーキングエリア、飲食店へ受動喫煙対策を周知啓発することが必要である。

##### (3)各機関・団体におけるたばこ対策の推進について

資料1に基づき各団体等から取組状況に対する意見交換を行う

### ①喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発について

#### 主な発言内容(意見等)

- 医療機関では以前から敷地内禁煙が増えているが、法改正により、喫煙場所はほとんどなくなっている。
- 12月1日から禁煙外来を利用する者を対象とした禁煙支援のアプリケーションが稼働する。本アプリケーションの利用は保険診療に該当する。
- 囲まれた喫煙所では、コロナ禍により密集しないように各人がソーシャルディスタンスを取った結果、喫煙所から喫煙者があふれている状況を散見する。喫煙者が互いに距離を取りつつ、定められた場所で喫煙できるよう周知する必要がある。
- 学校薬剤師が、中学校の薬に関する授業で喫煙に関する講義をしている。

### ②未成年の喫煙(防煙)対策について

#### 主な発言内容(意見等)

- 以前は荒れた学校であれば、教員が朝に吸殻を拾ったりしていたが、今は青少年がたばこに触れる機会や場所が減っている。たばこが身近にない限りは、学校でたばこを吸うことをかっこよいと思う子どもは減っているが、まだまだ啓発が必要と思う。
- 以前と比べ、保健の授業が充実し、健康教育などの総合学習や薬物乱用の授業などで関係団体から講師が来て講義いただくこともあり、健康を意識する授業が増えてきていると感じる。
- 教員にも若干ではあるが喫煙者はいる。例えば敷地内禁煙である校地から離れた場所で喫煙したり、生徒の前で喫煙することがないように、周知が必要と思う。
- これまで中学3年生で「健康な生活と疾病の予防」という学習領域の中で喫煙、飲酒が扱われてきたが、新しい学習指導要領が令和3年度から全面改正され、中学2年生で扱われることになった。
- 小さい子どもが公園で遊んでいるところに喫煙している姿がみられる。公園は屋外であってもきちんと対策を取る必要があると思う。
- 未成年のたばこの購入先としてはドラッグストアとコンビニエンスストアが考えられる。コンビニエンスストアであれば本人が年齢確認のボタンを押せば購入でき、実際に喫煙している未成年からも購入可能と聞いたことがある。1つの抜け穴だと思う。
- 販売側は、販売時の年齢確認以外のことは実施が難しい。

### ③受動喫煙防止対策

#### 主な発言内容(意見等)

- 従業員の受動喫煙防止を目的として、従来から、既存特定飲食提供施設で喫煙可能室を設ける場合の助成金制度を実施している。全面施行前である令和2年3月末は申請が殺到した。
- 各市町では、県作成の啓発資材や市町独自のパンフレットを活用して、小・中学校等での健康教育に活用している。敷地内禁煙については、公共施設はもちろんのこと、事業所にも周知啓発している。
- コロナ禍で外出が困難な高齢者が増えたことで、たばこを買いだめしているという

声を聞く。高齢者の喫煙の問題に対して、相談体制を構築する必要がある。

- 駅などで路上喫煙禁止の掲示を見かける。利用者にわかりやすく明示することが必要である。
- 受動喫煙対策については、コロナ禍により「向かい風」と「追い風」になっている面もあり、どちらかというところ今の時期は「追い風」なのかなと感じるが、コロナ禍が終息した後、コロナ禍での喫煙行動が反動となって受動喫煙対策の状況が悪化しないよう、状況を注視していく必要がある。

#### ④禁煙の支援について

##### 主な発言内容(意見等)

- 各市町では、妊娠時の届出の際や乳幼児健診、成人期の保健指導時に禁煙指導している。指導時は、妊婦など女性の方に会うことが多いため、妊婦からパートナーなどの同居者に知識が伝達されることになるが、なかなかハードルは高い。最近はプレママ教室、パパママ教室、祖父母学級などが開かれているので、これら機会も捉えて妊婦をはじめ家庭内での受動喫煙防止を啓発する必要がある。
- 最近は産婦人科医から妊婦に対して、本人の喫煙やパートナーなどの同居者からの受動喫煙も含めて、喫煙の健康影響をしっかりと説明されているが、依然として喫煙はなくなっていない。
- 県外のある市では、児童の尿中コチニン濃度の調査をされており、濃度が高い児童は、家庭内での受動喫煙が示唆されるデータも出ている。児童本人よりも保護者・大人に対して、喫煙の健康影響の知識をもっと啓発していく必要がある。

#### (4)「健康しが たばこ対策指針」の全面改定について

資料1に基づき、改正法により受動喫煙対策の強化が図られ、喫煙と健康をめぐる環境が変化している状況等を踏まえ、本指針改定の背景・趣旨および概要について事務局より説明。

併せて、資料2により本指針の改定案の全文、資料3により現行の本指針全文について、事務局よりそれぞれ説明。

##### 主な発言内容(意見等)

意見① 「(2)20歳未満の者の喫煙防止(防煙)対策」の「③保護者」の内容について

(資料1 33ページ)

- 学校は、児童が喫煙した場合、保護者に指導することになるが、多くの場合、保護者は喫煙している。学校だけが担うわけではないと思うが、実際に学校が担うことを想定すると、保護者への啓発は難しいのではないかと考える。
- 「子どもの前では禁煙とします」という表現は、やや強いのではと考える。

上記の意見に関して、委員等から次の発言があった。

- 保護者への啓発は、学校だけでなく関係機関と連携して取り組むものである。
- 健康増進法第27条で配慮義務規定があること、子どもの受動喫煙防止という改正法の趣旨を踏まえると、案の表現で特段支障ないと考ええる。

意見② 「(3)受動喫煙防止対策」の「①県および市町」の内容について

(資料1 34 ページ)

- 「併せて、県・市町庁舎の敷地内全面禁煙を目指します」という表現は、「特定屋外喫煙場所」を設置あるいは設置を検討している市町にとって、撤去あるいは中止を強いるものになりかねない。この表現はいかがなものか。

上記の意見に関して、委員等から次の発言があった。

- 指針は、あくまでも県民の健康を守るためのものであり、喫煙できる環境を作るのではなく、禁煙・卒煙できるように支援する方法を考えていく必要がある。
- 指針は、あくまで「目指す」ものであるため、強制力のあるものではない。市町においては、合理的な理由等があれば、敷地内に「特定屋外喫煙場所」を設けたとしても、指摘されるものではないと考えられる。

#### (5)その他

委員より加熱式たばこについて説明

○閉会